

新自由主義 (2)

吉澤昌恭

目次

第二章 自由主義の没落

I 自由主義

- (1) 自由・強制・法
- (2) 市場と経済発展

II 市場機構への異議申し立て

- (1) サン・シモン主義
- (2) マルクス主義
- (3) 集産主義の理論的基盤の確立

III 市場機構の条件と限界

- (1) 独占問題
- (2) 市場機構の非人格性

第三章 現代の危機

I 二種類の集産主義

- (1) 経済学の主要問題第一
- (2) 需給の調整管理方式
- (3) 二種類の集産主義

II 中央管理体制

- (1) 経済計算
- (2) 自由

Ⅲ 福祉国家

- (1) 福祉国家の台頭
- (2) 二種類の批判
- (3) 福祉国家の諸政策の帰結

第二章 自由主義の没落

I 自由主義

(1) 自由・強制・法

a. 自由の定義

ハイエクによれば⁽⁶⁾、近代に於ける個人の自由の起源は17世紀の英国にまでさかのぼり得るものであり、また、それ以前には個人の自由はほとんど存在しなかった。そして、そこで生まれた個人の自由を理論的に基礎づけるべく17世紀末から18世紀にかけて自由主義思想が形成されていったのである。

それでは、その場合の個人の自由とはいかなる性格のものであろうか。ロックは自由を次のように定義している。「自由とは、他人による制限および暴力から自由であることである⁽⁷⁾」。即ち、自由とは他者の恣意的意思による強制のない状態と定義されたのである。

b. 法の支配

しかし、こうした自由は勿論無制限のものであってはならない。もしそれが無制限のものであれば、無政府状態が出現するか、或いは、そうした無政府状態の中から独裁が出現するか、のいずれかでしかあり得ない。それでは、個人の自由の限界は何によって決定されるのであろうか。それを決定するのが法である。

ここでいう法とは、立法者をも拘束する超実定法的 (meta-legal) な法の

(6) Hayek, F. A.: The Origins of the Rule of Law, in: *CL*, p. 162.

(7) Locke, J.: *Two Treatises of Government*, 1690. (鶴飼信成訳『市民政府論』岩波文庫 p. 60)

ことである。この法を自然法と呼ぶか、或いは、それ以外の名称で呼ぶかは論者によって意見の分れるところであるが、少なくとも、この法には次のような三つの属性がある。⁽⁸⁾

- ① 一般性・抽象性：法とは、未知の事例に言及し、特定の個人・場所・対象への言及を含むことなき、本質的に長期的な尺度である。
- ② 確定性：法とは、公布公知されることによって万人にとって周知のものであり、それを特定の事例に適用した場合の判決がかなりの精度をもって予測することが可能となるような類のものである。
- ③ 平等性：法とは、万人に等しく適用さるべきものであって、何人もその適用を免がれることはできない。

以上のような意味での法に違反しない限り、各人は何をしようと自由なのである。即ち、彼は私人の恣意的意思による強制からも、公権力の恣意的な干渉からも自由なのである。真の自由主義社会とは、個人の自由の限界が法によって決定されており、何人といえどもその限界内の活動に干渉することの許されない社会、即ち、「法の支配」する社会のことなのである。

c. 分権

公権力といえども、法に違反しない個人の活動に干渉を加えることは許されない。こうして法の下での自由が確保されるのである。しかし、こうした法の下での自由を更に実効あるものにしようとして考え出されたのが分権の思想である。立法・行政・司法の三権分立、地方分権、連邦主義といったものがそれである。

(2) 市場と経済発展

以上のように、自由主義者達は、「法の支配」と分権によって自由と秩序を確立しようと考えた。それでは、こうした法律的・政治的秩序の枠内で、経済活動はいかに営まれ、いかにして秩序だったものとなってゆくのか

(8) Hayek, F. A.: *The Safeguards of Individual Liberty*, in: *CL*, p. 208-210.//
Locke, J.: 『市民政府論』 p. 98, p. 132, p. 146.

であろうか。こうした問に解答を与えたのが、マンデヴィルであり、ミスであった。

a. 自利心と社会の発展

人々の自利心に根ざす活動こそが社会の発展の原動力である、というのがマンデヴィルの基本認識であった。彼は、「利己的な目的のために為されることは何であれ不道徳であるとした上で、そして、道徳的命令に従うために為されたことのみを道徳的であると認めた上で、社会の大抵の利益はそのような厳格な規準に従えば不道徳と呼ばねばならぬもののおかげである⁽⁹⁾」ことを示したのである。

従って、人々に自利心に根ざす活動を許すことによって、即ち、経済活動の自由を許すことによって、社会が大いに発展する可能性が生まれるのである。

b. 市場

ミスは、マンデヴィルの以上のような思想を更に発展させた⁽¹⁰⁾。

人々に経済活動の自由が許されたならば、人間の最も強力な動機たる自利心は、人々に自らの知識・能力・資産を最も効果的に用いようという気を起させる。自由は各個人の経済活動を活性化させる。

こうした状況の下で、各個人は自らの利害にのみ専心していればよいのである。但し、各個人の経済活動は、市場の提示する情報（即ち、価格）に十分な配慮を加えたものでなければならない。さもなければ、彼はたちまちにして破産の憂き目を見ることになる。各個人が、市場の提供してくれる何が知識・能力・資産の最も有利な利用方法であるかという情報に基づいて行動することによって、個々人の経済活動の活性化と彼らの活動相互間での調整とが実現する。つまり、経済発展と秩序といったものが二つながらに実現するのである。

c. 市場の機能条件

(9) Hayek, F. A.: Dr Bernard Mandeville, in: *NS*, p. 252.

(10) Smith, A.: *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*.

以上のように、市場機構には経済発展と秩序を二つながらに実現するというたいへんな機能が備わっているとはいえ、市場がそうした機能を発揮するためには、一定の条件が必要となる。まず第一に、私有財産が保証されねばならない。そして第二に、契約の自由が認められねばならない。このことは裏を返せば、国家は日々の経済の流れに干渉してはならない、ということの意味している。

これらの条件が満たされた時に初めて、市場機構は十全の機能を発揮するのである。

II 市場機構への異議申し立て

一方に於ける「法の支配」と分権を基軸とする法律的・政治的秩序と、他方に於ける市場機構を中核とする経済秩序とが自由主義体制を支える二大支柱である。自由主義者達は、これら二つのものによって、自由、秩序、そして経済発展がもたらされるはずである、と考えた。そして、こうした自由主義思想を反映した体制が18世紀から19世紀にかけて実現されていった。

しかし、既に18世紀半ば頃からこうした自由主義体制に異を唱える人が現われ始めていた。やがて、彼らの批判は市場機構へと向けられていった。そして、それは、サン・シモンに代表される社会を工学的に構成しようとする思想として、或いは、マルクスに代表される市場秩序の必然崩壊の思想として結実していったのである。

(1) サン・シモン主義

a. 理性の思いあがり

17世紀以降の自然科学の著しい発達は、人間理性への限りなき信頼を生み出すこととなっていった。やがて、人類の無限完成すら想定されるに到ったのである。

自然科学はその固有の領域で非常な成果を生み出しつつあった。これと同様の成果が、自然科学以外の領域でも収穫可能だと考えられるようにな

っていった。そして、自然科学の方法を他の領域にも適用しようとする動きが現われた。その典型が、自然科学の方法を政治・経済・社会の領域にも適用しようとする思想である。ハイエクやレプケは、こうしたやり方に、科学主義 (scientism, Szientismus)⁽¹⁾、技術万能主義 (Technizismus)⁽²⁾ という名称を与えている。

こうして、社会を工学的に構成しようとする考え方が生まれてきたのである。

b. 個人の計画に代えて国家の計画を

市場秩序に於ける基本要素は個々人の計画である。しかし、そうかといって彼らの計画が相互に全く調整されないわけではない。価格メカニズムが個々人の計画を相互に調和させるのである。

社会は工学的に構成し得るし、またそうせねばならない、といった考え方を持つ人々にとって、以上のような考え方、とりわけその後半部分は容易に是認し難いものであろう。彼らにとって、自由主義者の構想していた経済秩序の如きものは、全くの「アナーキー」と映ったことであろう。

個々人の勝手気ままな計画に代えて、国家の計画を樹立せねばならない。そして、これは、自然科学の方法を政治・経済・社会に適用することによって、初めて可能となる。こうした考え方に明確な形を与えたのが、サン・シモンであり、彼の思想を布衍したコントであった。

c. 「法の支配」の空洞化

市場機構を中核とする経済秩序に向けられた批判は、そこに止まっていることはできない。それは当然、自由主義体制のいまひとつの核、即ち、「法の支配」と分権を基軸とする法律的・政治的秩序にも及んでゆく。

社会を工学的に構成しようとする以上、社会は一個の巨大な機械の如きものであり、また、個人はその部品である、と考えられねばならない。そして、中央政府は人民をいかようにも取り扱ひ得る自由を必要とする。

(1) Hayek, F. A.: 『反革命』

(2) Röpke, W.: 『ヒューマニズム』第一部

しかし、立法者をも拘束する「法」が支配している以上、中央政府は、社会の工学的構成を十全に遂行し得ない。「法」の新たな解釈が必要である。そして、新たな理論が与えられたのである。超実定法的な法の存在を否定する法実証主義 (legal positivism)⁽¹³⁾ がそれである。

もはや、中央の政府をさえぎるものは何ら存在しない。中央の政府に全ての権力が集中されてゆく。かくして、個人の自由は完全に死滅してしまうのである。

(2) マルクス主義

a. 市場機構の必然崩壊

市場機構は、私的所有なくしては存立し得ない。マルクスは、私的所有の必然的崩壊を論証することによって、市場機構を中核とする経済秩序の必然崩壊を説こうとしたのである。

「資本主義的生産様式が自分の足で立つようになれば、……収奪されるのは、もはや自分で営業する労働者ではなくて、多くの労働者を搾取する資本家である。」「いつでも一人の資本家が多くの資本家を打ち倒す。」「この転化過程のいっさいの利益を横領し独占する大資本家の数が絶えず減ってゆくにつれて、貧困、抑圧、隷属、墮落、搾取はますます増大してゆくが、しかしまた、絶えず膨張しながら資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される労働者階級の反抗もまた増大してゆく。資本独占は、それとともに開花しそれのもとで開花したこの生産様式の桎梏となる。生産手段の集中も労働の社会化も、それがその資本主義的な外皮とは調和できなくなる一点に到達する。そこで外皮は爆破される。資本主義的私有の最期を告げる鐘が鳴る。収奪者が収奪される。」⁽¹⁴⁾

b. 歴史必然発展法則の理念の持つ意味

市場機構は廃棄されねばならぬものであるばかりか、その崩壊は歴史

(13) Hayek, F. A.: The Decline of the Law, in: *CL*.

(14) Marx, K.: *Das Kapital*. (岡崎次郎訳『資本論』大月書店、第一巻第三分冊 p. 437-438)

の必然であり、回避し得ぬものである。もし、これが事実だとすれば、自由主義体制とは、やがては消滅せねばならぬ代物ということになる。

こうした教説ほど自由主義思想の没落に寄与したものは、他には存在しないであろう。そして、それは実践面に於いて、即ち、政治運動に於いて、とりわけ大きな意義を持つ。あるひとつの実践方向が歴史の必然をもって勝利を約束されたものであるとすれば、そうした方向で政治運動をする人々は自己の行動に確固たる自信を持つことができるし、また、他の人々を容易に煽りたてることが可能になるからである。

(3) 集産主義の理論的基盤の確立

サン・シモン主義とマルクス主義は、相互に影響を及ぼしあいつつ、やがて融合して集産主義の理論的基盤を提供するに到った。

勿論、集産主義の理論と集産主義の現実とは区別されねばならない。また、必ずしも前者の存在が後者の実現を保証するものでもない。しかし、集産主義の理論なかりせば、現実の集産主義は知的基盤を持たぬ全く脆弱な代物になり下ってしまう。こういった意味で、集産主義の理論は、集産主義の体制が出現するためのひとつの必要条件だったのである。

Ⅲ 市場機構の条件と限界

サン・シモン主義やマルクス主義は全くの真空の中から生み出されてきたのではない。それらが生まれ出てくる下地が存在したのである。即ち、市場機構は、ある一定の条件の下でしか十全に機能しないし、また十全に機能した場合ですら、いかんともし難い欠陥を内包しているのである。

(1) 独占問題

市場機構は私的の所有なくしては存立し得ない。しかし、私有制度が確立されたからといって、直ちに満足のゆく経済秩序が生み出されるとは限らないのである。もし、私的に所有されている財産の分布状態が著しく偏ったものであったならば、そうした所有状況の下で帰結される経済秩序は非常に弊害の大きいものとなるだろう。

現実に私的独占が存在したし、それが幾多の弊害を生み出していたのである。オイケンによれば、こうした弊害は典型的に労働者の困窮という形で現われたのであった。労働市場に於ける需要独占こそがその元凶だったのである。⁽¹⁵⁾

マルクスの教説はこうした現実をふまえたものであり、一面の真理を含んでいる。

独占の問題に何らかの解答が与えられない限り、自由主義の地歩はおぼつかないものとなるであろう。

(2) 市場機構の非人格性

a. 市場機構の非人格性

独占問題が完全に解決されたとしても、市場機構には尚人々の不満の種となる特質が存在する。即ち、それは人間性を欠いた、全くの非人格的な機構なのである。市場機構の生み出す最終的な帰結は、「人間の行為の帰結ではあるが、人間の目的意識的計画的行為の帰結ではないところのもの」(the results of human action but not of human design)⁽¹⁶⁾なのである。こういった意味で、いかなる個人、いかなる組織といえども、最終的な市場秩序を自らの意のままに構成し尽くすことはできないのである。このことは少なくとも二つのことを含意している。まず第一に、いかなる個人、いかなる組織も、資源配分や所得分配を恣意的に左右し得ない。しかし、このことは裏を返せば、市場のもたらす資源配分や所得分配は人間性を欠いたものとなり、人々の神経を逆なでするものになり得る可能性の存在することを意味しているのである。

ここに、サン・シモン主義が成立し、しかもそれが人々によって受容されてゆくだけの下地が存在するのである。

b. 資源配分

(15) Eucken, W.: 『原理』第四章二B, 第十一章第三節

(16) Hayek, F. A.: The Results of Human Action but not of Human Design, in: *SPPE*.

市場機構とは、市場取引の対象となり、しかもそこで評価されたものにしかならないシステムである。そこで為される資源配分は、正に市場価格に応じた資源配分なのである。このことは少なくとも二つの問題をもたらす⁽¹⁷⁾。まず第一に、市場取引の対象となり得ぬものをどう取り扱うか、という問題である。第二に、市場取引の対象となり得るけれども、市場で十分評価されることがなく、しかも一般に市場で評価されている以上に価値があると考えられているものの取り扱いをどうするか、という問題である。

これらいずれの問題に対しても、市場機構は無力である。これも自由主義者にとっての難題のひとつである。

c. 所得分配

市場で評価されない領域には何らの資源も配分されることがないのと同様に、市場で評価される財やサービスを生み出し得ない人には、何らの所得も保証されない⁽¹⁸⁾。

市場での所得分配は、個々人の道徳的な長所や努力、或いは、生活の困窮度を何ら反映することのないものである。法律すれすれのことをした人が大金を得、何らの努力もなしに、ただ外的環境が変化したというだけの理由で巨富を築く人が存在し、富んだ人がより一層富んでゆく、といったことが起り得るのである。或いは、今まで十分な所得を得ていた人が、人々の好みが変わったというただそれだけの理由で破産の憂き目を見る、といったことも起り得るのである。

こうした所得分配のあり方に何らかの手だてを構ずることなしには、自由主義社会の存続はあり得ないように思われる。

(17) Mises, L. von: *ACM*, III.//Hayek, F. A.: *The Principles of a Liberal Social Order*, 9-17, in: *SPPE*, p. 162-165.//Röpke, W.: *JAN*, S. 200-205.

(18) Mises, L. von: *ACM*, I.//Hayek, F. A.: *The Moral Element in Free Enterprise*, in: *SPPE*/Equality, Value, and Merit, 6-9, in: *CL*, p. 93-100.

第三章 現代の危機

一方に於けるサン・シモン主義とマルクス主義、他方に於ける市場機構の欠陥とそれに対する無策とが自由主義思想の衰退をもたらし、ひいてはそれが集産主義の体制の出現を可能にしたのであった。

しかし、このようにして出現した集産主義の体制は、必ずしも満足のゆくものではなかった。少なくとも新自由主義者達にとってそうであった。彼らにとって、集産主義の体制は自由主義の体制以上に難点の多いものである。それでは、彼らは集産主義の体制のいかなる点に不満を抱いているのであろうか。

これを明らかにするのが本章の課題である。

I 二種類の集産主義

(1) 経済学の主要問題第一⁽¹⁹⁾

オイケン⁽¹⁹⁾は、その著『国民経済学の基礎』を、「そもそも何故に暖炉は製造されたか」という設問から始めている。暖炉の製造のためには種々の専門化された勤労が必要である。それに携わる者は、「暖炉組立人から遡って、炭坑や鉱山の抗夫に至り、また穿孔器に働く金属職工に至る。協働するものの数は、ほとんど見渡しがたいほどに多い。鉱石は船でドイツに運ばれる。するとその船に鉸釘^{ニムクギ}を打込んだ労働者もまた、間接に暖炉の製造に協働したことになる。」⁽²⁰⁾

先の非常に単純な設問から、ひとつの大問題が生まれてくる。以上のような人々の勤労はいかにして暖炉の製造へと向けられてゆくのか。この問題は、暖炉以外の一切の財貨に対しても当てはまる。ここに経済学の大問題がある。即ち、各人の生存の基盤となる、この強力な分業的全体関連の指導 (die Lenkung dieses gewaltigen arbeitsteiligen Gesamtzusammen-

(19) Eucken, W.:『基礎』第一部第一章第一節

(20) Eucken, W.:『基礎』p. 2-3.

hanges) はいかにして現われるか、というのがそれである。

(2) 需給の調整管理方式

a. 中央政府の計画か、個人の計画か

分業的全体関連の指導はいかにして現われるか、或いは、分業の支配的な社会に於いて種々の財やサービスの需要と供給はいかにして調整されるか、という問題は新自由主義者全ての最大関心事のひとつである。

ミーゼスはこの間に、「中央政府の計画か、個人の計画か」という形で答えた⁽²¹⁾。需給調整のひとつの方式は、中央で作成された単一の計画に従って、全ての経済活動を指導するというやり方である。いまひとつの方式は、需給の調整を市場機構に委ねるというやり方である。後者の場合には、全ての経済活動の指標となるような全体計画は存在せず、ただ合理的に行動しようとする個々人の計画が存在するのみである。

b. 中央管理経済か、流通経済か

オイケン⁽²²⁾は先の問に対して更に体系的な解答を与えている。

日々の経済活動が十全に遂行されるためには、経済計画は不可欠である。オイケン⁽²²⁾は、この経済計画を基準にして、経済体制を二つのものに区分している。共同体の日常の経済生活全体の指導が中央機関の作成した一個の計画に基づいて遂行される、中央指導経済(zentralgeleitete Wirtschaft)と、みずから経済計画を樹立し実行する、二つないし多数の個別経済から成る、流通経済(Verkehrswirtschaft)とがそれである。

オイケン⁽²²⁾は前者を更に二つのものに区分する。即ち、小規模であるために、経済計算の問題を比較的簡単に解決し得る、自己経済(Eigenwirtschaft)と、大規模であるために、特別の管理装置を必要とする、中央管理経済(Zentralverwaltungswirtschaft)とに。

従って、大規模であり、且つ分業が支配的である社会は、中央管理経済体制となるか、流通経済体制となるかのいずれかでしかあり得ないのであ

(21) Mises, L. von: 『決断』第二講

(22) Eucken, W.: 『基礎』第三部第二章

る。

(3) 二種類の集産主義

a. 中間の道—様々な表現

「中央政府の計画か、個人の計画か」、或いは「中央管理経済か、流通経済か」と表現こそ違うが、その意図するところはひとつである。論理的に十分合理的たり得る需給の調整管理方式としては、中央の計画に基づくものか、市場機構に多くを負うものかのいずれかしかあり得ない。これが新自由主義者の共通認識である。

それでは、彼らはこれらの中間のものに対してどのような見解を抱いているのだろうか。それに対しては様々な表現が用いられている。

ミーゼス：干渉主義 (*PF*, I, II./*CI*), 妨げられた市場経済 (*HA*, Part 6), にせの社会主義 (*SESA*, Part II, III.), 中道 (*PF*, II.)

ハイエク：福祉国家 (*CL*, Part III.)

オイケン：中道 (『原理』第九章)

レプケ：穏健社会主義, 民主的社会主義, n% の社会主義 (以上, 「集団主義の危機」 in: 『危機』), 福祉国家 (*JAN*, Kap. 4.)

b. 二種類の集産主義批判

新自由主義者達は、現実に十分合理的なものたり得る需給の調整管理方式は市場経済以外にない、と考えている。そして、中央管理経済は勿論のこと、市場への部分的な干渉をも痛烈に批判している。

第二次大戦以前には、ナチス・ドイツの現実があり、市場への部分的な干渉はやがて全面統制をもたらす、といった教説にも説得力があった。こういった状況の下では、中央管理経済に対する批判と、市場への部分的な干渉に対する批判とを明確に区別する必要もそれ程感じられなかったことであろう。

しかし、第二次大戦後ひとつの変化が起ってきた。いわゆる「福祉国家」の台頭がそれである。市場への部分的な干渉は必ずしも全面統制を帰結するとは限らない、といった主張も登場してきた。このような状況変化の下

で、新自由主義者の主張も微妙に変化しつつある。もはや、中央管理経済と、様々に表現されている中間の道とを十把ひとからげに論ずることは難かしくなっている。

今や、新自由主義者達の集産主義に対する批判も、明確に二種類のものに区分し得る程になっている。即ち、一方に於ける全体主義的な集産主義に対する批判と、他方に於ける全体主義的でない漸進主義的な集産主義に対する批判がそれである。本章のⅡで前者を、Ⅲで後者を論じてゆくことにする。

Ⅱ 中央管理体制

中央管理経済体制に向けられる主要な批判は、それが経済計算の問題を解決し得ないというものと、それは自由と両立し得ないというものの二つ⁸³である。まず、前者から始めよう。

(1) 経済計算

a. 財貨供給の劣悪化

分業的全体関連の指導、或いは、種々の財やサービスの需要と供給の調整は、時と所を問わず、常に何らかの形で解決されねばならぬ課題である。

レプケによれば、1912年から1948年にかけてのドイツは、こうした課題が十分解決されない場合の典型的な見本である。経済生活は日々無秩序なものとなってゆき、生産要素は浪費され、労働・貯蓄・企業活動へのインセンティブは衰微していった。そうしたことの帰結は、余りにも少ない生産であった。そして、生産されたものも、大部分が、経済合理性の観点からすれば、それ程必要とされていないものであったり、或いは、その生産

② 更に、集産主義は国際緊張の主要な原因となる、といった第三の批判が存在する。しかし、本研究ではこの問題に立入らない。cf. Röpke, W.: 『ヒューマニズム』 第四部第四章/IO./OW, IV./Mises, L. von: *SESA*, Part II, II.

③ Röpke, W.: *OW*, S. 25.

量に於いて妥当なものでなかったりしたのである。しかも、余りにも少なく、且つ誤って生産された生産物は、再び大部分が誤った用途へと振り向けられていったのである。

こうした状況下に於いては、財貨供給、ひいては人々の生活水準は劣悪化してゆかざるを得ない。オイケンに従うならば、生活水準の劣悪化の原因として次の三つのものを挙げることができる。⁶⁹ ①消費財供給の軽視と投資への傾斜。②経済の日々の流れを制御するための制御システムの欠如。③人間の自発的諸力の抑圧。

b. 中央管理体制下に於ける経済計算

(i) 資源配分とインセンティブ

レプケの主張もオイケンの主張もほぼ一致している。即ち、重要なのは、資源配分の問題とインセンティブの問題である。(消費財供給の軽視と投資への傾斜の問題も、究極的には資源配分の問題に還元される。) これらのうち、前者がとりわけ重要である。というのも、中央管理体制の下に於いてすら、種々の方法を用いることによって、人々のインセンティブをある程度高めることができるからである。

しかし、資源配分の問題に対して、中央管理体制は全く無力である。こうしたことを最も徹底した形で述べたのが、ミーゼスであった。⁶⁹

(ii) 経済計算

資源配分の問題は、究極的には、経済計算の問題に還元される。

社会が大規模になり、分業が支配的になると、とりわけ、生産手段の価値評価が難かしくなってくる。それは、単一個人の頭脳が処理し得るものではなくなくなってゆく。しかし、資源配分が経済的・合理的に遂行されるためには、生産手段をも含めた全ての財貨の価値評価が不可欠のものとなる。

市場経済の下では、こうした財貨の価値評価はそれ程困難なものではな

⁶⁹ Eucken, W.:『原理』第八章 p. 160.

⁶⁹ Mises, L. von:「社会主義共同体に於ける経済計算」in:『集産主義』

い。というのも、諸商品の客観的交換価値 (the objective exchange-value of commodities) が経済計算の単位として登場するからである。市場機構は、価格という客観的な尺度を提供することによって、経済計算を、そして、合理的な資源配分を可能にするのである。

勿論、既述の如く(第二章Ⅲ(2))、市場機構にも限界が存在する。しかし、市場機構は、日々の経済活動の大部分のものに関して、経済計算の要請を十分満たし得るのである。市場機構がこうした機能を十分果し得るためには、消費財のみならず、生産財もが市場機構の枠内で交換・競争関係に組み込まれねばならないのである。

(iii) 中央管理体制下に於ける資源配分

ミーゼスは中央管理体制を二つのものに区分している。ロシア型とドイツ型がそれである。⁶⁷⁾前者は生産手段の公有を基調とする経済体制である。それに対して、後者の場合生産手段の私的所有が認められている。しかし、それは全く名目的なものに過ぎない。そこでは、市場で行われているような形での生産手段の交換は許されない。

いずれにせよ、市場で行われているような形での生産財の交換が存在しない(ロシア型)か、或いは、許されていない(ドイツ型)以上、財の稀少性をかなり正確に表わす、生産財についての価値の尺度(即ち、価格)などは期待し得べきもない。生産財の価値評価は全く恣意的に為されるか(ロシア型)、或いは、非常にゆがんだ価格体系に基づいて為されるか(ドイツ型)、のいずれかでしかあり得ない。

生産財の価値評価問題の解決なくしては、合理的な資源配分はあり得ない。中央管理体制の下では生産財の自由な交換は認められておらず、従って、生産財の価値についての客観的な尺度は存在し得ない。他方、財の客観的な価値の尺度なくしては、大規模社会に於いて単一個人(或いは、単一の組織)が生産財の価値を評価することは不可能である。故に、中央管理体制は、資源配分の領域に於いて失敗せざるを得ないのである。

67) Mises L. von: *PF*, I, p. 4-5.

c. 中央管理体制下に於ける経済的問題解決の試み

(i) 技術的問題と経済的問題

以上のようなミーゼスの主張に対して、幾つかの批判が提出された。ハイエクは、これらの批判への再批判という意味をも込めて、改めてより徹底した形で、中央管理体制下に於いては合理的な資源配分は不可能である、といった議論を展開した。

彼は、技術的問題と経済的問題を区別することから始めている。一定量の鉱石から最大量の金属を抽出すべく試みたり、一定数の人員をもって最短時間に架橋しようと努めたり、或いは、一層遠距離の星まで透視し得る望遠鏡を作ろうとしたりする場合には、そこに存在するのは、ただ技術的問題のみである。或いは、食糧の生産が最も重要で且つあたかもそれが唯一の目的であるかの如くに考えられており、食糧の最大可能量が生産されているか否かのみが問題とされているような場合もやはり同様である。技術的問題は、利用可能資源が振り向けられる目的の単一性・絶対的一義性によって特徴づけられている。

しかし、ある目的を達成した後にも、例えば食糧を生産した後にも、他の目的の為にできる限り多くの資源が残されねばならないということになれば、問題はもはや技術的な性質のものたることをやめる。即ち、種々の相競合する諸目的に、限られた量の利用可能資源をいかに配分するか、という問題が登場するのである。複数の且つ相互に競合する目的群への利用可能資源の配分こそが、経済的問題の本質的な特性なのである。

中央管理体制は、以上のような意味での経済的問題を解決し得るのであるだろうか。ある財を生産するに当って、より多くの土地とよりわずかの労働を用いるAの方式と、よりわずかの土地とより多くの労働を用いるBの方式とが存在すると仮定してみよう。この場合、いずれの方式がより経済的であろうか。Aはよりわずかの土地とより多くの労働を後に残し、Bはより多くの土地とよりわずかの労働を後に残す。

⑧ Hayek, F. A.: 「問題の性質とその歴史」二, in: 『集産主義』

もし、土地と労働とに共通して適用できる客観的な価値の尺度が存在しないならば、A Bいずれの方式がより経済的であるのか、判定を下すことはできないのである。

(ii) 数学的解決²⁹⁾

市場機構は価値の尺度を提供してくれる。しかし、市場機構に頼らず、尚も価値評価の問題を解決しようとの試みが為された。数理経済学の技術(即ち、何らかの方程式の体系)を用いて価値評価の問題を解決しようとする試みがそれである。全ての関連データに関して完全な知識が得られると仮定するならば、競争体制下に於ける価格形成と生産の方向を説明する際に理論経済学が用いる道具の助けを借りることによって、生産されるべき種々の商品の価値と数量は決定され得る、というのである。

こうした試みは、論理的には可能であるかもしれないが、実践することは全く不可能である。というのも、全ての関連データに関する完全な知識などという仮定が、全く途方もないものだからである。関連データに関する完全な知識という以上、まず第一に、それは技術上の情報を細大漏らさず包含したものでなければならない。その際、全ての機械、道具、或いは建物を、あたかも物理的に同じものとして取り扱うことは許されないのである。それらのものは、その消耗の度合、配置等に応じて、有用性を異にするのであるから、それぞれの機械、道具、或いは建物といったものを個別的なものとして取り扱うことが必要になる。そしてこのことは、生産財のみならず、全ての半製品、完成品に対しても妥当するのである。

完全な知識は更に、特定の瞬間にのみ存在するといった方が適切であるような知識をも含んでいなければならない。「本来ならからのままか、或いは、半分だけ荷を積んで運行する不定期貨物船を利用することによって、生計の資を稼ぐ荷主、その知識がほとんど専ら一時的な機会についての知識から成る不動産代理業者、或いは、商品価格の地域格差から利益を

²⁹⁾ Hayek, F. A.: 「討論の現状」三, in: 『集産主義』

得る利ざや受取仲買人⁸⁰⁾」といった類の人々によって保有され、利用されている知識がそれである。

そして第三に、各種の消費財の重要性と数量に関する知識が要求される。

以上のことを考えてみるならば、数理経済学の技術を用いての価値評価問題解決の試みは、全く実践不可能であることがわかる。いかなる方程式の体系も決して市場機構の代役を果し得ないのである。

(iii) 競争的解決⁸¹⁾

大規模で、分業の支配的な社会に於いて、合理的に経済活動が遂行されてゆくためには市場機構が不可欠である、ということが明らかになってくるにつれて、社会主義者の陣営に於いていまひとつの解答が提示されるに到った。競争的解決、或いは、競争的社会主義といわれるものがそれである。競争と市場を再導入することによって、価値評価の問題を解決しようというのである。

こうした計画案の輪郭を示すと、それは次のようになる。独立の企業家ないし個々の企業の管理者達の間競争と市場が再導入される。(従って、最終消費財の価格と賃金は市場によって決定される。)しかし、これらの企業家ないし企業の管理者は生産手段の所有者ではなく、国家の指令の下、利潤の為ではなく、丁度費用を償う価格で製品を販売する国家の有給官吏の如きものとなる。そして、彼らは限界費用と価格を一致させるよう要請される。

こうした計画案は真の解決をもたらし得ない、というのがハイエクの考えである。生産手段の所有権が国家に残されており、競争の再導入が部分的なものである限り、真の困難は何ら解決しないのである。まず第一に、企業の管理者が要請される限界費用と価格の一致の原則についていうなら

80) Hayek, F. A.: The Use of Knowledge in Society, 3, in: *IEO*, p. 80.

81) Hayek, F. A.: 「討論の現状」五一十, in: 『集産主義』/Socialist Calculation III: The Competitive "Solution", in: *IEO*.

ば、競争の再導入が徹底的に行われない場合、即ち、生産手段が競争関係に組み込まれていない場合、価格が最低限界費用に一致しているかどうかを確認することができない。なぜなら、そのような場合には、競争が支配的な場合に生ずるであろう限界費用がいか程のものであるか、を知り得ないからである。しかも、企業の管理者が国家の有給官吏の如きものである以上、彼らは危険負担を好まず、費用切り下げのための革新に対して躊躇しがちとなる。かくして、彼らの行う生産は、競争が支配的な場合よりも割高になる可能性を常に孕んでいるのである。

他方、中央当局の負担もそれ程軽減されはしない。中央当局は国家の所有する生産手段を個々の企業に配分するという任務を果さねばならない。こうした任務は、親銀行 (super-bank) が利用可能資金を最高の値付人に貸し付ける際のものとは、根本的に性格を異にしている。というのも、中央当局は、自分自身の財産を持たない人々 (企業の管理者) に資金を貸し付けるのであり、従って、全ての危険を最終的に負担せねばならないからである。中央当局が最終的な危険負担者である以上、中央当局は資源配分に際して、競争が全く導入されなかった場合とそれ程変らぬ量の情報を獲得せねばならぬことであろう。

かくして、競争の再導入が徹底的なものでないならば、精々、準競争体制 (a system of quasi-competition) とでもいった類のものが出現するに過ぎず、そこでは、企業家は真に責任を負担することはなく、彼の決定を裁可する官僚に責任が転嫁されることとなる。

d. 市場機構の意義

(i) 合理的経済活動の指標の提供

結局、市場機構なしでは、いかなる大規模社会も経済的に合理的なものたり得ない。市場機構の第一の利点は、それが分権的で且つ経済的にみて合理的な意思決定を可能にするという点に存する。中央管理体制の下では、とりわけ、特定の瞬間にのみ存在するといった方が適切であるような知識は十分に活用され得ない。こうした知識をも十分に活用しようとすれ

ば、決定は分権的に行われねばならない。しかも、ばらばらに為される決定は相互に整合的なものでなければならぬ。市場機構は、各個人が決定を下すに際して、自らの決定を経済のシステム全体に適合させる上で必要な情報を提供してくれるのである。

(ii) 競争の許容

市場機構の第二の長所は、それが競争を許容するということである。価格が中央で決定される場合には、価格競争の余地はない。(競争的社会主義の場合でも、このことは生産手段について妥当する。) それに対して、市場機構の下では価格競争が可能となり、それが費用引き下げの圧力となって作用する可能性が存在する。競争の真の意義は、各々の商品がその密接な潜在的代替品及び顕在的代替品よりも安く生産・販売される、という点に存するのである。⁸²⁾

(iii) 自由と両立

市場機構の第三の利点は、それが自由と両立し得るということである。

(2) 自由

a. 中央管理体制の非経済的価値

ミーゼスは、中央管理体制下に於ける合理的資源配分の不可能性を論証した論文を、次のような言葉でしめくくっている。⁸³⁾

「社会主義国に於いては合理的経済行為が不可能であるという事実の認識は、勿論、社会主義に対する賛否を決する論証として用いることは出来ない。生産手段の共有体制の下では、人類にとって低級な財貨の供給が減少するだろうという前提により、倫理的な理由から社会主義に賛同せんと決意している人々、または社会主義待望に於て美的理想に導かれている人々、は我々が述べた事によっては彼等の努力に何らかの影響を受ける事を認めないであろう。況んや、マックルの如く社会主義から、『あらゆる野蛮の中の最も恐るべきもの、即ち、資本主義的合理性の解体』を期待する

82) Hayek, F. A.: The Meaning of Competition, 3, in: *IEO*.

83) Mises, L. von: 「社会主義共同体に於ける経済計算」 in: 『集産主義』 p. 142.

『文化』社会主義者を引き止める事は一層不可能であろう。然し乍ら、社会主義から合理的経済体制を期待している人は、自己の見解を再検討するの余儀なきに至るであろう。』

しかしながら、それでは中央管理体制は、非経済的な領域に於いて、自由主義体制よりも高い得点を上げ得るのだろうか。非経済的な領域に於いて、中央管理体制は尚一層悪い。これが新自由主義者達の共通した考えである。なぜなら、それは、なによりも、自由と両立し得ないからである。

b. 経済的独裁者

中央管理体制の下では、財、とりわけ、生産財の価値を評価するための客観的な尺度は存在し得ない。従って、諸財の価値評価に於いて、ひいては、資源配分に於いて、恣意的な決定が支配的となつてこざるを得ない。正しくここに、生産手段の実際の処分権を握る者の権力が強大化してゆくことの根源的な原因が存在する。

他方、公的所有によつてか、或いは、様々な統制によつてか、生産手段の処分権を剥奪された者は、自立の基盤を全く失つてしまう。彼らの生存は、生産手段の実際の処分権を握る者に完全に依存した代物になり下つてしまう。こうして、私的独占企業の行使し得た権力よりはるかに強大な権力をもつ経済的独裁者が出現することになる。

しかも、更に悪いことには、こうした独裁者が権力をふるう領域が次々と拡大してゆくのである。

c. 統制波及

(i) 経済面での統制波及

経済への国家の統制は必然的に波及してゆく、といった考え方を最初に主張したのはミーゼスであった。例えば、ミルクの最高価格が潜在的市場価格よりも低い所に定められたと仮定しよう。そうしたことの帰結は生産の縮小以外にはない。従来通りの、或いは、従来以上のミルクの生産量を確保しようと思うならば、ミルクの生産をひきあうものになければなら

④ Mises, L. von: 『決断』第三講, p. 70-74.

ない。最高価格が引き上げられないとすれば、残る道は生産費の引き下げしかない。かくして、飼料に対する価格統制が登場する。こうして、統制は次々と波及してゆき、やがて経済の全面統制⁸⁹という事態に立ち到るのである。

(ii) 政治的自由の消滅

こうして出現した中央管理体制下に於ける資源配分は、全く出鱈目なものである。というのも、中央管理体制の下では、財の稀少性を表わす客観的な尺度を利用することができないからである。かくして、ある種の財は全く不足しているのに、他の財は売れ残っている、といった事態も生じてこよう。(或いは、あらゆる財が不足している、といった事態が生じるかもしれない。)

需要が供給を上回るならば、その帰結は、行列か、さもなくば割当制ということになる。こうしたことは、当然、民衆の不満を招くであろう。しかし、体制が維持されねばならないとすれば、彼らの不満は抑圧されねばならない。かくして、民衆は発言権を奪われ、政治的活動を封じられてしまう。経済的独裁者の権力は、政治の領域にも及んでゆくのである。

(iii) 真理の終焉

民衆の不満を強権を用いて抑圧するというやり方は、中央管理体制を維持する上で必ずしも最上の方法とはいえない。民衆の考え方が、中央の計画立案者のそれと一致しているならば、計画の遂行はより一層容易になるだろう。かくして、民衆を教化するために、あらゆる手段が動員され、可能な限り宣伝が行われるということになる。そして、中央の計画立案者はこうする能力を有しているのである。⁹⁰

⁸⁹ 仮に、統制が経済的なものだけに止っているととしても、ただそれだけでも事は重大である。なぜなら、経済的自由、とりわけ経済活動の自由と私有財産の処分権が廃棄されるならば、そのことは人々の自由を重大な危機にさらすからである。cf. Hayek, F. A.: 『隷従』第七章

⁹⁰ Mises, L. von: *SESA*, Part II, I, Chap. V, 2.//Hayek, F. A.: 『隷従』第十一章//Eucken, W.: 『原理』第八章三B

彼らは、科学者であろうと芸術家であろうと、自分達にとって都合の悪い者をしまつすることができる。自分達にとって都合の良い者のみを援助し、彼らを宣伝のために利用することができる。科学や芸術でさえもが統制の埒外に止っていることはできないのである。

d. 最悪の者の支配⁶⁷⁾

中央管理体制の下に於いては、独裁者の権力の及ぶ範囲は止まるところを知らない。しかも、更に悪いことには、そうした地位は最も悪しき人々によって占められることになり易いのである。民衆の不满を抑圧したり、民衆を教化したりするためには、軍隊型の組織が必要となる。この軍隊型の組織は、次のような理由により、最も悪しき人々によって形成される可能性が大きい。①人々の教育水準並びに知識の量の増大は、彼らの抱く価値体系の多様化をもたらす。しかし、こうした価値体系の多様化は軍隊型の組織と相容れぬものである。このことの意味するところは、高度の統一性と外観上の類似性を要求する軍隊型組織は、知的・道徳的水準の高い人々によってではなく、より素朴にして且つ共通の価値体系を抱く、知的・道徳的に劣った人々によって形成されがちである、ということこれである。②こうした軍隊型組織を形成し得る人々は扱い易く、だまし易い人々でもある。なぜなら、彼らは確固たる自分自身の信念を持っていないからである。かくして、軍隊型組織に於いて成功するためには、ただ声高に叫びさえすればよいのである。軍隊型の組織の頂点は、声高に叫び人々の耳目を惹きつける能力に長けた人々によって占められ易いのである。③組織的行動は、積極的・建設的態度とよりも、消極的・破壊的態度（憎悪、嫉妬等）と結びつき易い。

かくして、中央管理体制の下では、最悪の者が、最大の、そして際限のない権力をふるうということになりがちなのである。

Ⅲ 福祉国家

67) Hayek, F. A.:『隷従』第十章

(1) 福祉国家の台頭

a. 中央管理体制への幻滅

中央管理体制の下では、経済的合理性は期待し得ず、更に悪いことには、恣意的で従来以上に苛酷な階級序列、新しい専制政治 (a new despotism) が支配的となってゆく。こうした事態が次第に明らかになってゆくにつれて、人々の中央管理体制に対する熱狂も急速に冷めていった。ハイエクによれば、1948年はひとつの転換点であった。⁸⁸⁾ この年を境にして、少なくとも西側諸国に於いては、熱い社会主義 (hot socialism) はその生命力を失っていった。そして、西側諸国での生活水準の一般的上昇は、このことに一層の拍車をかけることとなった。

しかし、他方に於いて、多くの人々は、その身を完全に市場機構に委ねる、ということにも一抹の不安を抱いたのである。何しろ、市場機構の下に於ける資源配分や所得配分は、全く非人格的なものであるのだから。そして、更に重要なことは、人々の脳裏に未だ大恐慌の記憶が色濃く残っていた、ということこれである。かくして、選択されたのは、原則としての市場とその修正、とでも言い得る類のものであった。即ち、福祉国家がそれである。

b. 国家の活動領域の拡大

A. スミスは、国家の為さねばならぬこととして、防衛、司法、公共土木事業及び公共施設の建設・維持の三つを挙げている。⁸⁹⁾ 今日、福祉国家は、これと比べていかなる状態にあるのだろうか。まず第一に、公共事業の対象領域の拡大は非常に顕著である。教育、医療、住宅、都市計画、農業保護等と、それは止まるところを知らないようにも見える。第二に、分配的正義が声高に叫ばれ、そのために様々な施策が構じられている。恐ら

⁸⁸⁾ Hayek, F. A.: *The Road to Serfdom* after Twelve Years, in: *SPPE*, p. 220./
The Decline of Socialism and the Rise of the Welfare State, 1-2, in: *CL*.

⁸⁹⁾ Smith, A.: *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*.
(大内・松川訳『諸国民の富』岩波文庫、第五編第一章)

く、人々の、市場機構の非人格性を緩和したいという願望が、こうした諸施策の背後に存在するのであろう。第三に、大恐慌の記憶は、多くの人々をして、完全雇用を国家の至上義務のひとつとして要求せしめることとなった。

(2) 二種類の批判

a. 統制波及

国家の経済への恣意的な統制は波及してゆかざるを得ず、やがて全面統制を帰結する。(これは、ミーゼスが論証しようとした主要命題のうちのひとつであり、また、ハイエクに『隷従への道』の執筆の動機を与えたものである。) 或いは、長期的に見れば、50%の集産主義を主張する者は、100%の集産主義を主張する者に対して不利な立場にあり、漸次後退を余儀なくされ、やがては後者に完全に屈することとなる。(レブケ)⁽⁴⁾

福祉国家に対する、以上のような種類の批判が完全になくなったわけではない。しかし、それはもはや十分な説得力を持ち得ぬものであろう。

b. 批判の重点の移動

福祉国家に対する、新自由主義者達の批判も微妙に変化してきた。今では、統制波及に最大の焦点を当てて福祉国家を論ずる者は稀であろう。

今日の批判の中心は、福祉国家が諸々の混乱を生み出すという点にある。公共事業の拡大、再分配政策、完全雇用政策、とりわけ後二者の生み出しつつある最大の混乱は慢性的なインフレーションである。しかし、他方に於いて、こうした目に見える混乱よりもはるかに重大な事態が進展しつつある。それは、自由主義社会の存立基盤を徐々に腐蝕させつつあるのである。

(3) 福祉国家の諸政策の帰結

a. インフレーション

(i) ケインズ理論—慢性的インフレーションの理論的背景

(4) Röpke, W.:「集団主義の危機」四, in:『危機』

現在のインフレーションは、歴史上他に例を見ない新現象である⁽⁴¹⁾。過去500年間の間に、特定の国の通貨体系のみならず、経済的に発展した全ての国々の通貨体系を混乱させたインフレーションの時期は四度あった。即ち、スペインに新大陸の銀が大量に流入した時代、フランス革命とナポレオン戦争の時代、第一次大戦後、そして現在の四度である。現在のインフレーションは、突発的なものではなく、慢性的なものである、という点に於いて過去のものとその性格を著しく異にしている。こうした現在のインフレーションの特殊性の背後にあるのが、ケインズ理論と福祉国家である。

ハイエクによれば、ケインズの理論は、1920年代・30年代の英国という極めて例外的な且つ特異な状況の下で生まれたものであった⁽⁴²⁾。英国は、第一次大戦後今日から見れば極めて穏やかなインフレーションを経験した後、1925年に金本位制に復帰した。このこと自体は全く理にかなったことではあったが、愚かにも、英国が復帰したのは金本位制離脱以前の旧平価だったのである。かくして、ポンド・スターリング通貨の国際価格は大幅に押し上げられ、英国労働者の実質賃金は他の国の労働者のそれよりもかなり高いものとなり、英国の輸出業者は外国と太刀打ちできなくなってしまったのである。こうした選択の帰結はデフレーションの長期化であった。

こうした事態への対応策の考察に際して、ケインズの思想は三つの段階を経ていった。彼は、実質賃金の圧縮が必要だとの認識から出発した。しかし、彼はやがて、賃金カットは政治的に不可能だという結論に到達し、そして遂に、賃金カットは無駄であるばかりか有害ですらあると確信するに到った。かくして、1930年代のケインズはインフレ論者となり、総需要刺激策を提唱するに到ったのである。

換言するならば、ケインズは失業の原因を高賃金に求めることをやめ、

(41) Röpke, W.: *JAN*, Kap. 4, S. 270-301.

(42) Hayek, F. A.: *The Campaign Against Keynesian Inflation*, in: *NS*, p. 198-200.

総需要の不足に求めることになったのである。それは、貯蓄を敵視する姿勢ともつながってゆく。そして、所得の再分配が要請され、国家の投資活動が推奨されるようになる。これは、期せずして漸進主義的な集産主義者の思想と軌を一にするものであった。

(ii) ケインズ理論の受容

極めて例外的な且つ特異な状況で生み出されたものであったにもかかわらず、ケインズ理論はやがて多くの人々によって受け入れられるようになっていった。大恐慌が彼の理論に説得力を与えたのである。大恐慌の時代の如き古今未曾有の大混乱時には、彼の提唱する施策を構ずるならば、それも大いに効果を発揮することであろう。

ケインズの理論の第二の強みは、それが、経済学者達の間には存在する科学主義的の偏見により合致したものである、という点に存する。ケインズの理論に於いては、総需要と総雇用が中心的な概念である。それらはいずれも、数理経済学の対象となり得るものであり、統計的に処理し得るものである。ケインズの理論は、ある意味に於いて、サン・シモンやコントによって代表される、社会を工学的に構成しようとする思想、即ち、科学主義⁽⁴⁹⁾ないし技術万能主義の延長線上にあるのである。

更に、ケインズの理論は政治的に非常に魅力的なものである。通貨供給量を増大し、赤字予算を組むことによって、人々の間に金をまき散らすというプログラムに対して、選挙民の投票のみを頼りとする政治家が魅力を感じないわけではないし、実業人や労働者も、政治家程ではないにせよ、やはり同様であろう。

(iii) 慢性的インフレーション

ケインズによって、インフレーションを助長するが如き知的雰囲気が生み出された。しかし、現実には、いかなる要因が今日の慢性的インフレーション

(49) これについては、拙著「ハイエクの思想(1)―二種類の自由主義についての研究」(『広島経済大学経済研究論集』第4巻第2号 1981年7月)の付論「科学主義としてのケインズ主義」を参照されたい。

ションを生み出しているのだろうか。

レプケはインフレーションを次の四つもの⁴⁴⁾に区分している。①財政インフレーション (Fiskalinflation), ②輸入インフレーション (importierte Inflation), ③投資インフレーション (Investitionsinflation), ④賃金インフレーション (Lohninflation), の四つがそれである。前二者は今日に限られたものではないし、また、必ずしも慢性的なインフレーションにつながるものでもない。それに対して、後二者こそが今日の慢性的インフレーションの元凶なのである。

投資インフレーションは、投資需要が貯蓄総額を上回る時に発生する。福祉国家に於いては、貯蓄に対する様々な障害が存在する。ケインズ理論によって生み出された、貯蓄敵視の知的雰囲気もそのひとつであろう。しかし、何よりも重要なのは、社会保障制度と累進課税を中核とする再分配政策であろう。社会保障制度の充実、人々の将来に備えようという気持ちを減退させるであろうし、また他方に於いて、そうしようと思う人も累進課税によってそうすることを妨げられるであろう。福祉国家に於いては、人々の貯蓄意欲も貯蓄能力も減退してゆかざるを得ない。これは慢性的なインフレ圧力として作用し続けることであろう。

賃金インフレーションとは、賃金の上昇→生産費上昇分の価格への転嫁→生活費の上昇→賃金の上昇→……、といった賃金—価格のスパイラルを表わす概念である。こうした悪循環の発端は、過度の賃金引き上げ要求をする労働組合にある。しかし、それは中央銀行の通貨膨張政策に支えられて初めて、存続し得るのである。さもなければ、過度の賃金引き上げは失業を帰結するであろう。

それでは、この中央銀行の通貨膨張政策の背後に存在するものは何であろうか。大恐慌の記憶に由来する完全雇用至上主義と、それを支える、労組を初めとする様々な利益団体の政府並びに中央銀行に対する圧力がそれである。

(44) Röpke, W.: JAN, Kap. 4, S. 280-286.

投資インフレーションと賃金インフレーションは、今日のインフレーションに固有のものである。これらが今日の慢性的インフレーションの元凶である。これに財政インフレーション、輸入インフレーションといったものが加わるなら、事態は一層悪化するであろう。

(iv) インフレーションの帰結

インフレーションは、それが無い場合とは異なった資源配分を帰結するのであろう。なぜなら、価格上昇に対する反応は全ての生産部門で等しいわけではなく、従って、価格上昇により敏感に反応し得る分野により一層の生産要素が流入するということになるからである。しかし、こうした資源配分が財の稀少性を正確に反映したものである保証は何ら存在しない。もしそれが財の稀少性を反映したものでなく、しかも高水準の雇用を維持し続けねばならないとすれば、インフレーションを続けてゆくことが必要となろう。かくして、資源配分のゆがみは温存されるばかりではなく、更に拡大されるであろう。こうして、インフレーションを続けてゆくだけではなく、更にそれを加速してゆくことが必要となる。なぜなら、インフレーションの加速が止るだけで、人々の期待が崩壊し、大量の失業が発生するからである。

事ここに到れば、残された道は三つしかない。⁽⁴⁾ ①加速してゆくインフレーションの放置—これは、やがて全ての経済システムの崩壊を帰結するのであろう。②賃金・価格の統制—もしこの統制が中途半端なものであり、途中で中止されるならば、その時点でそれまで抑圧されていたインフレーションが従来以上の勢いで再発するのであろう。他方、この統制を徹底的に推進してゆくならば、それは全面統制を、即ち、財の稀少性を評価し得ず、更に自由と両立し得ない社会体制を帰結するのであろう。③通貨供給量の増加の打ち切り。

結局、第三の道を選択せざるを得ないであろう。しかし、これを実現す

(4) Hayek, F. A.: The Campaign Against Keynesian Inflation, in: *NS*, p. 197-198.

るためには、完全雇用を要求する、政府や中央銀行に対する諸々の利益団体の圧力をなんとかせねばならないのである。他方、貯蓄を奨励することによって、過度の投資需要に起因するインフレ圧力を除去することも、同じく重要なことなのである。

b. 自由主義社会の存立基盤の腐蝕

(i) ブルジョア精神の消滅⁽⁴⁶⁾

自由主義社会は、一方に於ける「法の支配」と分権を基軸とする法律的・政治的秩序、他方に於ける市場機構を中核とする経済秩序を二大支柱として成立する。福祉国家の諸政策は、こうした二大秩序の基盤となる人々の精神に様々な悪影響を及ぼすことによって、自由主義社会をその最深奥部に於いて腐蝕せしめるのである。

市場機構は、大多数の人々がそこでの交換と競争のルールを受け入れることがなければ、機能し得ない。そのルールに基づいて生み出されてくる帰結、即ち、資源配分や所得配分のあり方は、既に何度も述べているように、全く非人格的なものであり、時には、非常に苛酷なものになることもある。そこで生きのびてゆくためには、勤勉、油断のなさ、儉約、義務感、信頼、きちょうめんさ、分別といったものが要求される。これ即ち、ブルジョア精神と呼ばれるものである。こうしたブルジョア精神の持主のみが、市場で成功し得るし、またそこでの交換と競争のルールを受容するのである。従って、市場機構は、ブルジョア精神の支配的な社会に於いてしか機能し得ないのである。

福祉国家の諸政策、とりわけ、その再分配政策は、以上のような意味でのブルジョア精神を衰微させることによって、市場機構の存立基盤を徐々に破壊してゆくのである。一方に於いて、社会保障制度は人々の貯蓄意欲を減退させる。また他方に於いて、過度の累進性を持つ租税は人々から貯蓄能力を奪う。こうしたことの結果として生まれてくる貯蓄の減退が慢性的インフレーションの一因となっていることは既に述べた。しかし、貯蓄

(46) Röpke, W.: 『ヒューマニズム』 第三部第一章 p. 266-288./JAN, Kap. 4, 2.

の減退には更に重大な意味がある。正しくそれは、貯蓄意欲・能力の減退→自助能力の低下→国家に対する大衆扶養の要求→社会保障制度の拡充、租税負担の増大→貯蓄意欲・能力の減退→……、といった悪循環を生み出すのである。こうして人々は生活の根を失ってゆき、日一日と国家の大衆扶養のための機構に対する依存度を強めてゆくのである。

こうしたプロセスの下で生み出されてくる精神構造は、正に、勤勉、油断のなさ、儉約、義務感、信頼、きちょうめんさ、分別といったものと正反対のものであろう。こうなれば、当然、多くの人々は、時に苛酷な判決をもたらしかねない市場での交換と競争のルールを忌避するに相違ない。かくして、市場機構の存立基盤は徐々に、しかし着実に腐蝕してゆくのである。

(ii) 遵法精神の衰微

国家に対する大衆扶養の要求は、日一日とその激しさを増してゆく。しかし、こうした要求のエスカレーションは何らかの正当化を必要とするのであろう。「分配的正義」の要請が、国家への要求の梃子として用いられるのである。

しかし、ハイエクによれば、分配的正義とは「しんきろう」⁽⁴⁷⁾以外の何物でもない。分配的正義が主張される場合、それを主張する人が意図するところは必ずしも一義的なものではない。ある人は所得分配の結果の平等を願っているのかもしれない。他の人は所得が功勞 (merit) に、或いは努力に⁽⁴⁸⁾応じたものであることを望んでいるのかもしれない。また別の人は、人々の嗜好の突然の変化を始めとする予想だに⁽⁴⁹⁾しなかった外的環境の突然の変化等によって惹起される、自己の社会的地位の低下に不満を述べているのに過ぎないのかもしれない。事が、交換と競争のルールにではなく、そ

(47) ハイエクはその著 *LLL* の第二巻に、*The Mirage of Social Justice* という副題をつけている。

(48) Hayek, F. A.: *Equality, Value, and Merit*, 1, 2, 6, in: *CL/The Principles of a Liberal Social Order*, 43-44, in: *SPPE/『隷従』* 第九章。

うしたルールの下で生み出される帰結に関わるものである以上、万人の納得する規準を見出すことは困難であろう。

こうした「しんきろう」に立脚しつつ、国家に対する要求運動を展開してゆくなら、それは力を背景にした抗争に変質してゆかざるを得ないであろう。但し、この場合の力とは、物理的な意味でのそれではなく、民主主義システムの下に於ける力、即ち、集票能力を意味している。かくして、分配的正義を旗印にしながらも、実際には、様々の利益団体がその力を競い合うのである。そして、大きな集票能力を持つ個人ないし集団が過度に優遇されてゆく。それは正に、寡頭無政府政、或いは、集団アナキーとも言い得るような状態である。

こうした形での力の誇示とその結果としての特定集団の優遇は、「法の支配」の対蹠点にある。こうした事態が人々の遵法精神に悪影響を及ぼさないわけがない。大多数の人が法を遵守するのではない限り、自由主義社会の法律的・政治的秩序は存続し得ない。福祉国家の諸政策、とりわけその再分配政策と、それをめぐって力を競い合う様々な利益団体の活動は、自由主義社会の一方の存立基盤を、深く静かに腐蝕させてゆくのである。

尚、本稿の作成に当り、広島経済大学より昭和57年度特定個人研究助成の御援助をいただきました。